

富山県スポーツコンベンション開催事業費補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県スポーツコンベンション開催事業費補助金（以下「補助金」という。）及び富山県スポーツコンベンション開催事業奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、スポーツを通じた関係人口の創出と地域活性化を図るため、県内において開催されるスポーツコンベンションの開催に対する経費について、当該スポーツコンベンションを主催する者（以下「主催者」という。）に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。なお、当該スポーツコンベンションへの県外からの参加者を対象に文化体験エクスカーシオンを実施する場合は、補助金を加算して交付するものとする。

2 知事は、スポーツコンベンションの本県への誘致を促進するため、当該スポーツコンベンションを誘致した者（以下「誘致者」という。）に対し、予算の範囲内において、奨励金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「スポーツコンベンション」とは、各種団体や民間組織が開催するスポーツ大会や試合などのイベントをいう。
- (2)「県外延べ宿泊者数」とは、県外又は海外からの参加者で、県内の宿泊施設に宿泊した参加者の人数に当該宿泊日数を乗じた数をいう。
- (3)「参加者」とは、当該スポーツコンベンションに登録された選手、監督、コーチ、マネージャー、トレーナー等のチームスタッフ及び大会役員、審判、補助員等運営スタッフをいう。
- (4)「文化体験エクスカーシオン」とは、スポーツコンベンションの主催者が当該スポーツコンベンションの前後又は実施期間中に県外からの参加者に対して提供する、富山県の伝統芸能・工芸や文化を体験するメニューをいう。

(補助金等の交付対象)

第4条 補助金の交付の対象となるスポーツコンベンションは、次の各号のいずれにも該当するもの又は知事がこの要綱の趣旨に資すると特に認めるものとする。なお、同一のスポーツコンベンションへの補助金の交付は、当該スポーツコンベンションの初開催の年度から起算して連続する3年間までとする。

- (1) その開催に伴い地元への大きな経済効果が見込まれるものであること
- (2) 富山県及び富山県スポーツコミッションの誘致・相談活動により開催が決定されたものであること

- (3) 富山県を主たる会場として、本県で初めて開催されるもの
- (4) 富山県スポーツコミッションの活動に協力できるもの
- (5) スポーツコンベンションに参加する者のうち、県外延べ宿泊者数が 100 人以上であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するスポーツコンベンションは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの（ただし、国又は地方公共団体が他の団体と実行委員会等の組織を設立し、共催の上実施するものを除く。）
- (2) 既に富山県内で開催された実績があり、以後も継続的に開催されると認められるもの
- (3) 本制度とは別に本県から補助金等の交付を受けるもの
- (4) あらかじめ定められた開催順序に基づき本県で開催されるもの
- (5) 興行又は特定の企業の営利を主たる目的とするもの
- (6) 政治的、宗教的な活動を目的とするもの
- (7) その他補助金の目的に相応しくないと認められるもの

3 奨励金の対象となるスポーツコンベンションは、誘致者（富山県内に住所又は所在地を有している個人又は団体に限る。）の活動によって誘致、開催されたもので、当該スポーツコンベンションの主催者が補助金の交付を現に受けているものであること。なお、同一のスポーツコンベンションについて、奨励金は当該開催初年度に 1 回限り交付する。また、誘致者が複数いる場合も、代表する 1 者（個人又は団体）に対して交付する。

（補助金等の額）

第 5 条 補助金の額は、別表 1 に基づき算定する。

2 奨励金の額は、別表 2 に基づき算定する。

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする主催者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、収支予算書（様式第 2 号）を添付するものとする。

3 奨励金の交付を受けようとする誘致者は、奨励金交付申請書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

4 前項の奨励金交付申請書には、誘致実績証明書（様式第 10 号）及び当該スポーツコンベンションの主催者に交付された富山県スポーツコンベンション開催事業費補助金額確定通知書の写しを添付するものとする。

（交付の条件）

第 7 条 規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定をする場合において知事が附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツコンベンションの開催の内容を変更する場合は、事業計画変更申請書（様式第 3 号）を知事に提出して、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額の減額を伴う場合は、この限りではない。

- (2) スポーツコンベンションの開催を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出して、その承認を受けること。
- (3) スポーツコンベンションの開催が予定の期間内に完了しない場合又はスポーツコンベンションの開催の遂行が困難と成った場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

（実績報告書）

第8条 交付申請者は、スポーツコンベンションの開催が完了したとき又は第7条第2号の規定による中止若しくは廃止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、収支精算書（様式第6号）、宿泊証明書（様式第7号）及び県外参加者名簿（様式第8号）、その他知事が必要と認める書類を添付するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第9条 交付申請者は、実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（様式第11号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿の整備等）

第10条 交付申請者は、補助金の経理については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と区分してその収支を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止、又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも提出できるよう保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金及び奨励金から適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助金の 事業区分		ブロック規模	全国規模	国際規模
		中部地域及び中部 地域に相当する地 域を対象とする規 模	ブロックを超える 全国的な規模	全参加者が 100 名以上 であり、かつ 2 か国（日 本を含む。）以上から、 外国人が参加し、かつ、 その人数が 30 名以上の 規模（外国人とは、海外 に在住する日本国籍を 有しない者をいう。）
交付要件等		開催地又は宿泊地 の市町村又は観光 協会から開催補助 金の交付を受ける こと。ただし、補助 金の額は、市町村又 は観光協会が交付 する補助金の額の 2 倍を上限とする。	同左	同左
補助 単価 及び 補助 限度 額	県外延べ宿泊者数 (各市町村宿泊者数 の合算数)	定額補助金額 千円	定額補助金額 千円	定額補助金額 千円
	100 人 ～ 199 人	100	100	200
	200 人 ～ 299 人	200	200	400
	300 人 ～ 399 人	300	300	600
	400 人 ～ 499 人	400	400	800
	500 人 ～ 599 人	500	500	1,000
	600 人 ～ 999 人	500	600	1,200
	1,000 人 ～ 1,499 人	500	700	1,400
	1,500 人 ～ 1,999 人	500	800	1,600
	2,000 人 ～ 2,499 人	500	1,000	2,000
	2,500 人 ～ 2,999 人	750	1,500	3,000
	3,000 人 ～ 3,499 人	1,050	2,100	4,200
	3,500 人 ～ 3,999 人	1,400	2,800	5,200
	4,000 人 ～	2,000	4,000	7,000
文化体験エクスカーショ ンの実施に係る加算		文化体験エクスカーションに要する車両借上げ料、ガイド料、施設 等入場料、旅行会社への委託料等の経費に 1/2 を乗じた額又は 200 千円のいずれか低い額（千円未満の端数は切り捨て） なお、飲食代・土産等の購入費等は除く。		

別表 2 （第 5 条関係）

奨励金	交付要件等	限度額
	主催者に交付された富山県スポーツコンベンション開催事業費補助金の額に 10/100 を乗じた額とする。 同一のスポーツコンベンションの開催初年度に 1 回限り交付する。	500 千円